

《障害者支援施設（生活介護＋施設入所支援）サービス利用料金（1日あたり）》

下記の料金表によって、サービス利用料金から、介護給付費等の給付額（全体額の9割）を除いた金額（全体額の1割＝利用者負担）と食費・光熱水費の合計金額を、利用者にお支払いいただきます。但し、市町村民税非課税世帯の方は利用者負担は無料となります。

○1単位につき施設入所支援には10,200円、生活介護には10,180円（地域区分）をかけた金額になります。

1. 利用者の障害支援区分と利用料 (※4)	区分3	区分4	区分5	区分6	備考
内訳 ① 障害支援区分に応じた利用料 (生活介護＋施設入所支援)	10,480円 (5,020円) +1,850円 + 3,030円	11,640円 (5,680円) +2,350円 + 3,030円	14,740円 (8,160円) +2,970円 + 3,030円	18,160円 (10,990円) +3,560円 + 3,030円	人員配置体制加算 (1:7) 2,120円 夜勤職員体制加算 (3名) 410円 重度障害者支援加算 (I) 500円
② 専門的な支援に係る利用料 ※加算分 (生活介護＋施設入所支援)	580円 (460円+120円)	580円 (460円+120円)	580円 (460円+120円)	580円 (460円+120円)	福祉専門職加算 150円 リハビリテーション加算 200円 常勤看護職員等配置加算 110円 栄養マネジメント加算 120円
2. うち、介護給付費等から給付される金額	①+② 10,480円	①+② 11,640円	①+② 14,740円	①+② 18,160円	
3. サービス利用に係る自己負担額【定率負担】 (1-2)	①+② 1,048円	①+② 1,164円	①+② 1,474円	①+② 1,816円	市町村民税非課税世帯の方は自己負担額は無料
4. 食事に係る自己負担額	朝食210円 / 昼食600円 / 夕食620円 1,430円 (1ヶ月43,500円)				
5. 光熱水費に係る自己負担額	328円 (1ヶ月 10,000円)				
自己負担額の合計 ＝3+4+5 (課税世帯の場合)	①+② 2,806円	①+② 2,922円	①+② 3,232円	①+② 3,574円	
自己負担額の合計 ＝4+5 (非課税世帯)	1,758円				ほそくきゅうふがく 補足給付の額により異なります

*ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費、光熱水費といたします。

	りょうようしょくかさん 療養食加算	けいこういこうかさん 経口移行加算 (Ⅰ)	けいこういこうかさん 経口移行加算 (Ⅱ)	
1. 加算単位	23単位	28単位	5単位	
2. 加算料金	230円	280円	50円	
3. 給付される金額	207円	252円	45円	
4. うち加算に係る自己負担額	23円	28円	5円	しちょうそんみんぜいひかぜいせたい 市町村民税非課税世帯の かたじこふたんがくむりよう 方は自己負担額は無料

※福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき1000分の50に相当する単位数を算定

〔利用者が入院等された場合の対応について〕

*利用者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。(本書6.「利用者が入院等された場合の対応について」、契約書第13条、第14条参照)但し、市町村民税非課税世帯の方は利用者負担は無料となります。

内容	入院1～8日目	9日目以降
1. サービス利用料金	320円	ほんしょ 本書10. 参照 (入院時の支援)
2. うち、介護給付費等から給付される金額	288円	
3. 自己負担額(1-2)	32円	

〔サービス利用を取り消し(キャンセル)した場合の食費について(契約書第15条)〕

*利用者が、サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出ください。

*なお、サービス利用日の前日までに申出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。

しょくじきやんせりょう 食事キャンセル料(食費の原材料費相当額)	1日あたり	円
-------------------------------------	-------	---

りようしゃふたん げんめん
 ≪利用者負担の減免について≫

りようしゃふたん かん げつがくじょうげん
 [利用者負担に関する月額上限]

○1ヵ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり4区分の月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

いっ ほん 一般	しちやうそんみんぜいかぜいせたい 市町村民税課税世帯	37,200 円
-------------	-------------------------------	----------

○ 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

く ぶん 区 分	せたい しゅうにゅうじょうきやう 世帯の収入状況	かげつ ふたんがく 1ヵ月あたりの負担額
せいかがつ ほんご 生活保護	せいかがつ ほんご じゆきやうせたい 生活保護受給世帯	0 円
ていしよとく 低所得1	しちやうそんみんぜいひかぜいせたい 市町村民税非課税世帯で、サービスを利用 するご本人の収入が80万円以下の方	0 円
ていしよとく 低所得2	しちやうそんみんぜいひかぜいせたい 市町村民税非課税世帯 れい) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の 場合、概ね300万円以下の収入 れい) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入 が概ね125万円以下の収入	0 円
いっほん 一般	しちやうそんみんぜいかぜいせたい 市町村民税課税世帯	37,200 円
しゆべつ 種別		せたい はんい 世帯の範囲
さいいじやう しょうがいしゃ 18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)		しょうがい かつ はいぐうしゃ 障害のある方とその配偶者
しょうがいじ 障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)		ほごしゃ ぞく じゅうみんきほんだいちやう せたい 保護者の属する住民基本台帳での世帯

げつがくふたんじょうげん
 * 月額負担上限のほか、さらに下記のような利用者負担に関する減免があります。

こべつげんめん
〔個別減免について〕

たいしょう しせつにゆうしよしえん さいいじょう りよう ばあい
対象：施設入所支援(20歳以上)を利用する場合

- 市町村民税非課税世帯(区分：低所得1、2)で、預貯金等が500万円以下であれば、定率負担の個別減免が行われます。

さいみまん にゆうしよしせつりよう ふたんげんめん
〔20歳未満の入所施設利用における負担減免について〕

- 収入や資産が一定以下であれば、月額負担上限額の軽減の対象となります。

区分	月額負担上限額
低所得1	0 円
低所得2	0 円
市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※収入が概ね600万円以下の世帯が対象	9,300円

じょうき げんめん たいしょう しゆうにゆう しきん じょうきよう
〔上記の減免の対象となる収入・資産の状況〕

たいしょう かつた りようしや せたい しゆうにゆうじょうきよう ていしよとく くぶん
対象となる方：利用者の世帯の収入状況が低所得1、2の区分であって、収入及び預貯金等が下表の額を超えない方

	よちよきんどう かく 預貯金等の額
たんしんせたい 単身世帯	まんえんい か 500万円以下
はいぐうしや どうきよ 配偶者と同居	まんえんい か 1,000万円以下

ちゆう へいせい ねん がつ けいげんそ ち てきよう もう
(注)平成21年7月より軽減措置を適用するために設けられている資産要件が廃止されました。

また、「心身障害者扶養共済給付金」が収入認定から除外されます。

こうがくしやうがいふくしきーびすひ
〔高額障害福祉サービス費について〕

しょうがいしや ばあい しょうがいしや はいぐうしや せたい しょうがいふくしきーびす ふたながく かいごほけん あわ
障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額(介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。)の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます(償還払いの方法によります)。

しよくひとうじつびふたん けいげん
〔食費等実費負担の軽減について〕

- 施設入所支援における食費・光熱水費の実費負担に関する軽減措置

しせつにゆうしよしえん りよう ばあい
《施設入所支援を利用する場合》

しよくひ こうねつすいひ じつびふたん すく てもと えん しょうがいき そねんきん きゆうじゆきゆうしや
食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円(障害基礎年金1級受給者や60~64歳の方は28,000円、65歳以上の方は30,000円、65歳以上の障害者支援施設利用者のうち、日中活動事業として生活介護を利用する者は28,000円)が残るように補足給付が行われます。就労収入がある場合、24,000円までは全額、24,000円を超える場合は超えた額の30%と24,000円を合わせた額が控除されます。つまり、就労収入が24,000円までは、食費等の負担は生じないこととなります。

《20歳未満で施設入所支援を利用する場合》

20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担（その他生活費25,000円を含めて低所得世帯、一般世帯（市町村民税所得割160,000円未満世帯）で50,000円、一般世帯（市町村民税所得割100,000円以上世帯）で79,000円）となるように補足給付が行われます。さらに18歳未満の場合には、教育費相当分として9,000円が加算されます。

（注）利用者負担を行うことにより、生活保護世帯の対象に該当する場合は、生活保護の対象とならない額まで食費等実費負担額を引き下げます。

きーび すりようりょうきん にお せいかつかいご つうしょ りよう ばあい
 ≪サービス利用料金(1日あたり)≫ (生活介護<通所>のみ利用の場合)

か き りようきんひょう さいび すりようりょうきん かいごきゅうふびどう きゅうふがく ぜんたいがく わり のぞ
 下記の料金表によって、サービス利用料金から、介護給付費等の給付額(全体額の9割)を除い
 た金額(全体額の1割=利用者負担)と食費・光熱水費の合計金額を、利用者にお支払いいただきま
 す。但し、市町村民税非課税世帯の方は利用者負担は無料となります。

たんい つき 10. 18円 (地域区分) をかけた金額になります。

1. 利用者の障害支援区分と利用料 (※4)	区分3 7,600円	区分4 8,260円	区分5 10,740円	区分6 13,570円	備考
内訳 ① 障害支援区分に 応じた利用料 (生活介護)	7,140円 (5,020円) + 2,120円	7,800円 (5,680円) + 2,120円	10,280円 (8,160円) + 2,120円	13,110円 (10,990円) + 2,120円	人員配置体制加算 (1:7) 2,120円
② 専門的な支援に 係る利用料 ※加算分 (生活介護)	460円	460円	460円	460円	福祉専門職加算 150円 リハビリテーション加算 200円 常勤看護職員等配置加算 110円
2. うち、介護給付費 等から給付され る金額	①+② 7,600円	①+② 8,260円	①+② 10,740円	①+② 13,570円	
3. サービス利用に 係る自己負担 額【定率負担】 (1-2)	①+② 760円	①+② 826円	①+② 1,074円	①+② 1,357円	市町村民税非課税世帯の 方は自己負担額は無料
4. 食事に係る 自己負担額	昼食 600円				
5. 光熱水費に係 る自己負担額	328円				
自己負担額の合計 = 3 + 4 + 5 (課税世帯の 場合)	①+② 1,688円	①+② 1,754円	①+② 2,002円	①+② 2,285円	
自己負担額の合計 = 4 + 5 (非課税世帯)	928円				補足給付の額により異な ります

*ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された
 金額の範囲内の額、及び食費、光熱水費といたします。

たんきにゆうしよさーびすりようりようきんにち
 ≪短期入所サービス利用料金（1日あたり）≫

かいごきゆうふひたいしようさーびすりようりようきん
 介護給付費の対象となるサービス利用料金

（但し、市町村民税非課税世帯は利用者負担は無料となります。）

きほんてきさーびすりようりようきんにち
 基本的なサービス利用料金（1日あたり）

（基本単位）

○1単位につき10.18円（地域区分）をかけた金額になります。

A. ご利用者の障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
B. 報酬単位 (単位:1単位 10.00)	492 単位	492 単位	563 単位	626 単位	758 単位	892 単位
C. サービス利用料金	4,920 円	4,920 円	5,630 円	6,260 円	7,580 円	8,920 円
D. うち介護給付費として市町村 より代理受領する金額	4,428 円	4,428 円	5,067 円	5,634 円	6,822 円	8,028 円
E. 短期利用加算	報酬単位	30単位 (300円)				
	金額の1割	30円				
F. 栄養士配置加算	報酬単位	22単位 (220円)				
	金額の1割	22円				
G. サービス利用に係る 自己負担金 (介護給付費の定率負担) [C-D+E+F]	544 円	544 円	615 円	678 円	810 円	944 円

Gについては【別表3】に該当する場合、月当たりの負担額が軽減されます。

じどろたんきにゆうしよきほんてきさーびすりようりようきんにち
 児童短期入所 基本的なサービス利用料金（1日あたり）

（基本単位）

A. ご利用者の障害支援区分	区分1	区分2	区分3
B. 報酬単位 (単位:1単位 10.00)	492 単位	595 単位	758 単位
C. サービス利用料金	4,920 円	5,950 円	7,580 円
D. うち介護給付費して市町村より 代理受領する金額	4,428 円	5,355 円	6,822 円
E. 短期利用加算	報酬単位	30単位 (300円)	
	金額の1割	30円	
F. 栄養士配置加算	報酬単位	22単位 (220円)	
	金額の1割	22円	
G. サービス利用に係る自己負担金 (介護給付費の定率負担) [C-D+E+F]	544 円	647 円	810 円

Gについては【別表3】に該当する場合、月当たりの負担額が軽減されます。

別表2

介護給付費の対象となるサービス利用料金

(但し、市町村民税非課税世帯は利用者負担は無料となります。)

○1単位につき10.18円(地域区分)をかけた金額になります。

他の日中系サービスを受けた場合(1日当たり)(基本単位)

A. ご利用者の障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
B. 報酬単位 (単位:1単位 10.00)	166 単位	166 単位	232 単位	307 単位	510 単位	582 単位
C. サービス利用料金	1,660 円	1,660 円	2,320 円	3,070 円	5,100 円	5,820 円
D. うち介護給付費として市町村より代理受領する金額	1,494 円	1,494 円	2,088 円	2,763 円	4,590 円	5,238 円
E. 短期利用加算	報酬単位	30単位 (300円)				
	金額の1割	30円				
F. 栄養士配置加算	報酬単位	22単位 (220円)				
	金額の1割	22円				
G. サービス利用に係る自己負担金 (介護給付費の定率負担) [C-D+E+F]	218円	218円	284円	359円	562円	634円

Gについては【別表3】に該当する場合、月当たりの負担額が軽減されます。

児童短期入所 他の日中系サービスを受けた場合(1日当たり)(基本単位)

A. ご利用者の障害支援区分	区分1	区分2	区分3
B. 報酬単位 (単位:1単位 10.00)	166単位	269単位	510単位
C. サービス利用料金	1,660円	2,690円	5,100円
D. うち介護給付費として市町村より代理受領する金額	1,494円	2,421円	4,590円
E. 短期利用加算	報酬単位	30単位 (300円)	
	金額の1割	30円	
F. 栄養士配置加算	報酬単位	22単位 (220円)	
	金額の1割	22円	
G. サービス利用に係る自己負担金 (介護給付費の定率負担) [C-D+E+F]	218円	321円	562円

Gについては【別表3】に該当する場合、月当たりの負担額が軽減されます。

その他の加算

重度障害者支援加算 (1日あたり)	報酬単位	50単位 (500円)
	金額の1割	50円
食事提供加算 (1日あたり)	報酬単位	48単位 (480円)
	金額の1割	48円
利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)	報酬単位	150単位 (1500円)
	金額の1割	150円
送迎加算 (片道につき)	報酬単位	186単位 (1860円)
	金額の1割	186円

※福祉・介護職員処遇改善加算 (I) 1月につき 1000分の50 に相当する単位数を算定

別 表 3

① 食費（食材料費、人件費、光熱水費を含む） 1, 430円（一日）
（朝食 210円 昼食 600円 夕食 620円）

内食材料費

（朝食 130円 昼食 335円 夕食 350円）

生活保護世帯、市町村民税非課税世帯については食事提供加算（480円）がありません。

② 光熱水費 居室に係るもの
（日額 328円）

③ 特別なサービスの提供とこれに伴う費用

④ 介護給付費から支給されない日常生活上の諸費用

⑤ その他（ ）

※利用料に定める①食費については、下記に該当する場合、月当たりの負担額が軽減されます。

定率負担・実費負担の軽減措置の対象者（世帯）

① 生活保護・・・生活保護受給世帯

② 低所得1・・・市町村民税非課税であって障害者または障害児の保護者の収入が80万円以下であるもの

③ 低所得2・・・市町村民税非課税世帯であるもののうち、②に該当しないもの

④ 一般・・・適用されません

にっしゅういちじしえんさーびすりょうきんりょうきん
 <日中一時支援サービス料金料金>

基本的なサービス利用料金（1日あたり）

（地域区分別単価）

18歳以上

A. ご利用者の障害支援区分		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
B. 報酬単価	4時間以下	1,230 円	1,230 円	1,410 円	1,410 円	1,900 円	2,230 円
	4時間～8時間以下	2,470 円	2,470 円	2,830 円	3,140 円	3,810 円	4,480 円
	8時間以上	3,700 円	3,700 円	4,240 円	4,720 円	5,720 円	6,720 円

18歳未満

A. ご利用者の障害支援区分		区分1	区分2	区分3
B. 報酬単価	4時間以下	1,230 円	1,490 円	1,900 円
	4時間～8時間以下	2,470 円	2,990 円	3,810 円
	8時間以上	3,710 円	4,480 円	5,720 円

①食費（食材料費、人件費、光熱水費を含む） 1,430円（一日）
 （朝食 210円 昼食 600円 夕食 620円）

内食材料費

（朝食 130円 昼食 335円 夕食 350円）

生活保護世帯、市町村民税非課税世帯については食事提供加算（480円）があります。

②光熱水費 居室に係るもの

（日額 328円）

③特別なサービスの提供とこれに伴う費用

④地域生活支援事業費から支給されない日常生活上の諸費用

⑤その他（ ）

※利用料に定める①食費については、下記に該当する場合、月当たりの負担額が軽減されます。

定率負担・実費負担の軽減措置の対象者（世帯）

①生活保護・・・生活保護受給世帯

②低所得1・・・市町村民税非課税であって障害者または障害児の保護者の収入が80万円以下であるもの

③低所得2・・・市町村民税非課税世帯であるもののうち、②に該当しないもの

④一般・・・適用されません